

## 政務活動費に係る領収書その他の証拠書類の事前確認について

(令和2年12月7日団長会決定)

政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、会派及び議員が、領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類等」という。）について、年度の途中で議長による事前確認を受けることを「政務活動費の指針」等に位置付けて制度化することに向けて、令和3年度から次のとおり試行する。

### (事前確認の実施方法)

#### 1 証拠書類等の提示時期

会派及び議員は、証拠書類等について、原則として、次のとおり議長へ提示するものとする。

なお、これは、政務活動費の支出内容を確定させるものではない。

4月～6月支出分 → 7月末日まで

7月～9月支出分 → 10月末日まで

10月～12月支出分 → 1月末日まで

1月～2月支出分 → 3月15日まで

3月支出分 → 4月10日まで

#### 2 事前確認の主な内容

議長は、主として「用途が政務活動費に充てることのできる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」等について確認することとする。

事前確認の結果、議長が修正、書類の追加が必要であると認めた場合は、会派及び議員は、修正等を行い、再提示する。

事前確認後、証拠書類等には、確認済みの表示を行う。